

会長印	事務局長印
-----	-------

入会申込書

〔正会員〕

一般社団法人ゼンコロ 会長

中 村 敏 彦 殿

私は、一般社団法人ゼンコロの会費規程※を承知した上で正会員として入会したく、申し込みます。

申込日            年            月            日

ほうじんめい  
法人名

印

- ほうじんだいひょうしゃめい  
1. 法人代表者名 \_\_\_\_\_
2. 郵便番号     〒 \_\_\_\_\_
3. 所在地        \_\_\_\_\_
4. 電話番号     \_\_\_\_\_
5. FAX 番号     \_\_\_\_\_
6. メールアドレス \_\_\_\_\_
7. ホームページ \_\_\_\_\_

※会費規程第3条(1)正会員に基づき、前年度の年間事業収入額及び公費収入額の資料を提出していただくこととなります。

※初年度は、年度末まで月数額（会費規程による年間会費÷12×加入月数）をお支払いいただくこととなります。

※入会が承認されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

会長印	事務局長印
-----	-------

入会申込書  
〔賛助会員〕

一般社団法人ゼンコロ 会長  
中 村 敏 彦 殿

私は、一般社団法人ゼンコロの会費規程※を承知した上で賛助会員として入会したく、申し込みます。

申込日 年 月 日

しめい ほうじんめい  
氏名又は法人名



1. 郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

2. 現住所又は所在地 \_\_\_\_\_

3. 電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_

4. (個人の場合)

職業 \_\_\_\_\_

勤務先名称 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先所在地 〒 \_\_\_\_\_

5. (法人の場合)

ほうじんだいひょうしゃめい  
法人代表者名 \_\_\_\_\_

※初年度は、年度末まで月数額（会費規程による年間会費÷12×加入月数）をお支払いいただくことになります。

※入会が承認されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

退会届

〔正会員・賛助会員〕

一般社団法人ゼンコロ 会長  
中 村 敏 彦 殿

氏名又は法人名 \_\_\_\_\_

現住所又は所在地 \_\_\_\_\_

私は、このたび下記の理由により退会いたしたく、退会届を提出いたします。

記

理 由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

年 月 日

氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

【注意】退会届が提出されますと、理事会の承認を受けて、当該年度の年度末3月31日付で退会処理が行われます。但し、再入会の可能性、会員統計処理などの必要性から、退会者の個人データは会員管理システムからは抹消されませんので、あらかじめご了承ください。

一般社団法人ゼンコロ 第 回理事会

出席通知

私は 年 月 日開催の第 回理事会に出席して、議決権を行使します。

年 月 日

法人名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

注意

※ 月 日 ( ) 時 分までに一般社団法人ゼンコロ事務局にFAX又はメールで送付してください。

※本「出席通知」と並んで、「委任状」若しくは「議決権行使書」、あるいはその両方が提出された場合は、本「出席通知」が優先され、「委任状」や「議決権行使書」は無効となります。

一般社団法人ゼンコロ

送付先 〒165-0023 東京都中野区江原町2-6-7

一般社団法人ゼンコロ事務局 FAX 03-3952-6664 mail zencolo@tocolo.or.jp

一般社団法人ゼンコロ 第 回総会

出席通知

私は 年 月 日開催の第 回総会に出席して、議決権を行使します。

年 月 日

法人名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

注意

※ 月 日 ( ) 時 分までに一般社団法人ゼンコロ事務局にFAX又はメールで送付してください。

※本「出席通知」と並んで、「委任状」若しくは「議決権行使書」、あるいはその両方が提出された場合は、本「出席通知」が優先され、「委任状」や「議決権行使書」は無効となります。

一般社団法人ゼンコロ

送付先 〒165-0023 東京都中野区江原町2-6-7

一般社団法人ゼンコロ事務局 FAX 03-3952-6664 mail zencolo@tocolo.or.jp

一般社団法人ゼンコロ 第 回総会

代理権証明書（委任状）

私は 年 月 日開催の第 回総会に出席できませんので、役員選任決議を含む全ての議案について、議決権の行使を次の者に委任します。

被委任者：氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

法人名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

注意

※ 月 日 ( ) 時 分までに一般社団法人ゼンコロ事務局にFAX又はメールで送付してください。

※FAX 送信後に必ず本証を被委任者に送付し、被委任者は必ず本証を第 総会に持参して事務局に提出してください。被委任者による本証の提出がありませんと個人委任は成立しませんので、理事会・総会開始前までに必ず被委任者の手元に本証が届くようご配慮ください。

※被委任者の氏名等を記載されない場合は、議決権を総会議長に白紙委任したものと扱います。その場合は、FAX 送信後に必ず本証を 月 日 ( ) 必着で一般社団法人ゼンコロ事務局に送付してください。

※本「委任状」と並んで「議決権行使書」が提出された場合は、「議決権行使書」が優先され、本「委任状」は無効となります。

一般社団法人ゼンコロ

送付先 〒165-0023 東京都中野区江原町2-6-7

一般社団法人ゼンコロ事務局 FAX 03-3952-6664 mail zencolo@tocolo.or.jp

一般社団法人ゼンコロ 第 回総会

議決権行使書

私は 年 月 日開催の第 回理事会・第 回総会に出席できませんので、下記の通り議決権を行使します。議案に対し賛否を明示しない場合、及び原案に対して修正案が提示された場合は、議長に対して白紙委任します。

第1号議案 原案に対し 賛 ・ 否

第2号議案 原案に対し 賛 ・ 否

第3号議案 原案に対し 賛 ・ 否

第4号議案 原案に対し 賛 ・ 否

第5号議案 原案に対し 賛 ・ 否

年 月 日

法人名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

送付先 〒165-0023 東京都中野区江原町2-6-7

一般社団法人ゼンコロ事務局 FAX 03-3952-6664 mail zencolo@tocolo.or.jp

## 第 号議案

理事候補 1	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 2	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 3	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 4	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 5	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 6	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 7	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 8	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 9	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 10	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 11	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 12	理事就任に対し、	賛 ・ 否
理事候補 13	理事就任に対し、	賛 ・ 否
監事候補 1	監事就任に対し、	賛 ・ 否
監事候補 2	監事就任に対し、	賛 ・ 否

### 【記入上の注意】

※賛・否のどちらかに○をつけてください。記入がない又は賛成と反対の両方に○印がある場合は、議長に白紙委任されます。

※理事候補及び監事候補に対して、賛成に票を入れる人数に上限はありません。

### 【提出上の注意】

※本「議決権行使書」は封筒に入れ、 月 日 ( ) 必着で一般社団法人ゼンコロ事務局に郵送で提出してください。封筒の表には必ず「議決権行使書在中」と明記し、裏には必ずご自身の住所・氏名を明記してください。

※郵送以外の方法で到着した場合、 月 日 ( ) 以降に到着した場合、本「議決権行使書」は無効になりますのでご注意ください。

※本「議決権行使書」と並んで「委任状」が提出された場合は、本「議決権行使書」が優先され、「委任状」は無効となります。

一般社団法人ゼンコロ

送付先 〒165-0023 東京都中野区江原町 2-6-7

一般社団法人ゼンコロ事務局 FAX 03-3952-6664 mail zencolo@tocolo.or.jp



## 賠償責任限定契約

一般社団法人ゼンコロ（以下、甲という）と\_\_\_\_\_（以下、乙という）とは、一般社団・財団法人法（以下、法人法という）第113条及び第115条の定めに基づき、非業務執行理事等である乙の甲に対する任務懈怠による損害賠償責任の限定について、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（責任の限度額）

乙が非業務執行理事等としての任務を怠ったことにより甲に対して負担する損害賠償責任については、乙が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、金5万円以上と法人法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。

### 第2条（責任の範囲）

本契約は、本契約締結以後、乙が甲の非業務執行理事等として在任する期間における事実を原因とする全ての責任を対象とし、乙が甲の非業務執行理事等を退任した後も効力を有する。

### 第3条（乙への通知）

甲は、乙の責任が問題となる場合、乙が第1条に定める責任限定の要件を充たすか否かについて判断し、乙にその結果を通知するものとする。

### 第4条（責任限定後における退職慰労金等の取扱い）

乙は、第1条による責任の限定を受けた場合、甲の社員総会の承認を得た後でなければ、甲に対して退職慰労金その他法務省令で定める財産上の利益を求めることができない。

### 第5条（契約の失効）

乙が、甲の業務執行理事もしくは使用人に就任することにより非業務執行理事等の地位を喪失した場合、または甲が法人法第115条第1項の規定による定款の定めを廃止した場合には、本契約は将来に向かってその効力を失う。

### 第6条（規定外事項）

本契約及び法令に定めのない事項については甲乙協議して決定する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を所持する。

年 月 日

甲 東京都中野区江原町二丁目6番7号  
一般社団法人ゼンコロ会長 中村 敏彦 ⑩

乙

⑩